

居宅介護支援重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0548-32-0201 Fax 0548-33-2420

担当 浅井 友里江

※ご不明な点は、なんでもおたずねください

2 居宅介護支援センター杉の子園概要

(1) 居宅介護支援事業者の事業所番号およびサービス提供地域

事業者名	居宅介護支援センター杉の子園
所在地	静岡県榛原郡吉田町片岡2895
介護保険事業所番号	2275500011
サービス提供地域	吉田町 島田市（一部地域）牧之原市（一部地域）

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい

※島田市（南原、井口、大柳、舟木、阪本、大柳南、中河、月坂、岡田）

※牧之原市（坂部、細江）

(2) 同事業者の職員体制 2人

職種	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1（兼務）		事業所の運営全般の管理監督	1
介護支援専門員	1（兼務） 1（専従）		居宅サービス計画の作成管理	2

(3) 営業時間

月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：30

但し 祝祭日・年末年始（12月31日～1月3日）を除く

時間外及び緊急時の連絡はTEL：32-0201へお願い致します。

3 居宅介護支援の申し込みから提供までの流れと主な内容

(1) 電話及び来所によりお申し込みください。当事業所の職員がお伺いします。

・ご希望に沿ったサービス計画を作成し、サービス事業者との連絡調整を行います。

(2) サービスの利用開始

・契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(3) サービス計画作成

- ・ご利用者様及びご家族様は複数事業所の紹介を求めることが可能です。サービス事業所の選択においては当該地域に限らず複数事業所の情報を提供し選択して頂きます。
- ・当該事業所が作成した居宅サービス計画書において位置付けた、前6ヶ月の訪問介護、通所介護、福祉用具サービスの占める割合と各サービス事業所の割合について別紙にて説明致します。
- ・居宅サービス事業所をケアプランに位置付けた理由について、ご利用者様及びご家族様からの求めに応じて説明いたします。

(4) 月に一度の面談

- ・月に一度はご利用者様の居宅を訪問し面接をしてご様子を伺います。ご自宅での状況を確認し、相談に応じていきます。

(5) 入院時の対応

- ・医療機関へ入院された場合も継続し対応させて頂き、退院に向けての調整を行います。入院時には担当ケアマネジャーの氏名等を入院先の医療機関へお伝え下さい。（但し療養病床は除く）

4 サービスの終了

- ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出があればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所された場合
- ・要介護認定区分が、介護保険の非該当又は要支援と認定された場合
- ・利用者様が亡くなられた場合又は被保険者資格を喪失されたとき

④ その他

利用者様やご家族の方などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

5 利用料金

(1) 利用料

要介護として認定された方は、介護保険で全額給付され、自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1月あたり以下の料金をお支払い頂き、当事業所が発行するサービス提供証明書を、後日住民票のある市町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

要介護 1・2	10.860 円／月	要介護 3・4・5	14.110 円／月
初回加算	3.000 円／月	特定事業所加算 I	5.190 円／月
特定事業所加算 II	4.210 円／月	特定事業所加算 III	3.230 円／月
特定事業所加算 (A)	1.140 円／月		
特定事業所医療介護連携加算	1.250 円／月		
入院時情報連携加算 I	2.500 円／月	入院時情報連携加算 II	2.000 円／月
退院退所加算 (I) イ	4.500 円／回	退院退所加算 (I) ロ	6.000 円／回
退院退所加算 (II) イ	6.000 円／回	退院退所加算 (II) ロ	7.500 円／回
退院退所加算 (III)	9.000 円／回	通院時情報連携加算	5.000 円／月
緊急時カンファレンス加算	2.000 円／月 (2回を限度に)		
ターミナルケアマネジメント加算	4.000 円／月		

(2) 交通費

実施地区（吉田町内）にお住まいの方は無料です。

実施区域外の方で、施設より自宅までの距離が 5km を超えてサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をその都度いただきます。

施設より 5km 未満 → 無料

施設より 5km～10km 未満 → 350 円/片道 (10km 以上は、5km/500 円)

6 サービス内容に関する相談・苦情

① 当事業所ご利用者相談、苦情担当

担当・責任者 浅井 友里江 電話 32-0201 Fax 33-2420
受付時間 午前 9:00～午後 5:00

② その他

当施設以外に、以下の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

吉田町役場 福祉課 電話 0548-33-2106
静岡県社会福祉協議会 電話 054-254-5248
国民健康保険団体連合会苦情受付窓口 電話 054-253-5590